

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 27 日

都道府県
各 指定都市 認定こども園担当課 御中
中 核 市

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

認定こども園の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について

日頃より認定こども園行政の推進に御尽力・御協力いただき大変ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、「学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について（2月25日時点）」（令和2年2月25日付け事務連絡）により文部科学省より卒業式・入学式等の開催についてすでにご連絡しているところですが、この度、厚生労働省からも別添のとおり「保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について（2月26日時点）」（令和2年2月26日付け事務連絡）が発出されましたのでお知らせします。

つきましては、通知等の内容をご確認の上、適切に対応いただくようお願いいたします。

また、管内の認定こども園及び市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

(本件担当)

内閣府子ども・子育て本部参事官付
(認定こども園担当)

Tel : 03 (6257) 3095

Fax : 03 (3581) 2521

事務連絡
令和2年2月26日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕保育主管部（局）御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等の卒園式・入園式等の開催に関する考え方について
(2月26日時点)

新型コロナウイルスに関しては、感染の拡大を防ぐために現在重要な時期にあり、イベントの開催に関しては、

- ・最新の感染の発生状況を踏まえると、例えば屋内などで、お互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが、感染のリスクを高めること
- ・イベント等の主催者においては、感染拡大の防止という観点から、感染の広がり、会場の状況等を踏まえ、開催の必要性を改めて検討していただきたいこと
- ・なお、イベント等の開催については、現時点で政府として一律の自粛要請を行うものではないこと

という考え方を、政府から国民の皆さまに示しているところです。

卒園式や入園式等については、かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、市区町村において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただくようお願いいたします。

また、実施する場合には、下記のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例についても併せて示しますので、ご参考にしてください。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること（在園児の参加の取りやめ、保護者等の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）

- ・会場の椅子の間隔を空けるなど、参加者間のスペースを確保すること
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付、卒園証書を代表の子どもへの授与とすることなど）
- ・予行等は取りやめ、式典当日のみの実施とすること

※卒園式を想定していますが、必要に応じ入園式にも応用ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する必要があることを申し添えます。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているところであり、下記 HP をこまめにご確認いただき、最新の情報を入手いただくようお願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

（参考）『保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html